



東光有限責任監査法人

Toko LLC

TOKOニュースレター

Vol. 175/2025年7月号

発行日：2025年7月15日

6月13日、イスラエルはイランの核施設に対して攻撃を行い、民間人にも被害が出たと伝えられました。その後イラン・イスラエル両国の攻撃の応酬は続き、停戦合意にはいたりましたが不安定な状態は続いています。

日本はイランから原油の輸入はしていないものの、日本の原油輸入はその大部分を中東に依存しており、それらはイランが面しているホルムズ海峡を通るため、衝突が再燃した場合の日本への影響は小さくありません。今回の数日間の戦闘の間にも原油価格は上昇した事に加え、日本の海運大手の一部船舶も航行停止や迂回措置を取っており、物流網に遅延が生じました。

最新情報（2025年5月1日～2025年5月30日）

1. 業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 6月27日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第48号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に係る監査上の取扱い」の改正」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別委員会実務指針第48号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に係る監査上の取扱い」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 電気通信事業法及び関係する省令が改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。	—
2025年 6月27日	公開 草案	「専門業務実務指針「電気通信事業者が作成する第二号基礎的電気通信役務収支表の第2表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」について検討を行い、このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、専門業務実務指針「電気通信事業者が作成する第二号基礎的電気通信役務収支表の第2表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」について検討を行い、このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—

		計士等による合意された手続業務に係る実務指針」(公開草案)の公表について	電気通信事業法及び関係する省令の改正により、ブロードバンドに関するユニバーサルサービス(第二号基礎的電気通信役務)の制度が新たに設けられました。この新制度の下で、支援の対象となる電気通信事業者(第二種適格電気通信事業者)は、第二号基礎的電気通信役務収支表を総務大臣に提出することが義務付けられ(電気通信事業法施行規則第40条の5の2第1項第2号)、かつ、当該収支表には職業的に資格のある会計監査人による証明が義務付けられることとなりました(電気通信事業法施行規則第40条の5の2第1項第3号)。	
2025年 6月30日	お知らせ	監査契約書(信用金庫等、農業信用基金協会)様式の更新について	法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正(2025年3月18日付け)を踏まえて、以下の監査契約書の様式を更新いたしましたので、お知らせします。 ・信用金庫等 ・農業信用基金協会 なお、従前の監査法人用の様式では指定社員制度の利用の有無に応じてそれぞれ様式を分けておりましたが、今回の更新において「指定社員制度の利用あり」に統一し、「指定社員制度の利用なし」の場合の取扱いが注書きで補足いたしましたので、ご注意ください。	—

2. IFRS 関係(会計制度委員会)

該当なし

3. 学校法人会計(学校法人委員会)

該当なし

4. 非営利・公会計(非営利法人委員会、公会計委員会)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 6月3日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第45号「公益法人会計基準を適用する公	日本公認会計士協会(非営利法人委員会)は、2025年5月22日の常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第45号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監	原則:2025年 4月1日以降に 開始する 事業年度

		益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」【令和6年基準】及び「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」【平成20年基準】並びに「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	査報告書の文例」【令和6年基準】及び「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」【平成20年基準】を公表しましたのでお知らせします。 2024年（令和6年）5月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布され、2025年4月1日から施行されました。本改正により、公益法人制度の改革が行われることとなりました。 これを受け、内閣府では、必要な見直し及び「わかりやすい財務情報の開示」を実現するため、新しい「公益法人会計基準」等（以下「令和6年基準」という。）を2024年12月に決定、公表しました。 この令和6年基準は、原則、2025年4月1日以降に開始する事業年度から適用されますが、2028年4月1日前に開始する事業年度までは、従前の会計基準を引き続き適用することができる、とされています。そのため、2008年（平成20年）に定められた公益法人会計基準等（以下「平成20年基準」という。）も存置されることとなります。 本件は、以上のような対応を踏まえ、令和6年基準を適用する公益法人等の監査における留意点を新たに実務指針第45号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」として取りまとめるとともに、平成20年基準に係る監査の実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の適合修正を行ったものです。 実務指針第45号は、2025年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用されます。ただし、公益法人会計基準の運用指針第7項により、2028年4月1日前に開始する事業年度までの間に従前の会計基準を引き続き適用する場合においては、公益法人会計基準の適用を開始した事業年度に係る監査から適用されます。 実務指針第34号は、平成20年基準を適用した財務諸表等に係る監査において、2025年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。 本実務指針の検討に当たっては、2025年4月18日から	
--	--	---	---	--

			2025 年 5 月 16 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めています。公開草案に寄せられたコメントの概要とその対応も併せて掲載しておりますのでご参照ください。	
2025 年 6 月 4 日	翻訳 完了	国際公会計基準審 議 会 (International Public Sector Accounting Standards Board - IPSASB)「公的部 門の主体による一 般目的財務報告の 概念フレームワー ク(2023 年改訂 版)」の翻訳完了に ついて	公会計委員会では、国際会計士連盟(IFAC)の国際公会計基準 審 議 会 (International Public Sector Accounting Standards Board - IPSASB) から公表されている「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク(2023 年改訂版)」の翻訳作業を完了しましたのでお知らせします。 公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク(The Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities) 概念フレームワークは、2014 年に国際公会計基準(IPSAS)等の文書を開発及び改訂する際に、基礎となる概念を定めるものとして、また、基礎概念を有しない国々が独自基準を制定及び改訂する際に使用されることを期待し公表されたものです。 本翻訳は、2023 年の改訂(改訂対象は、第 3 章「質的特性」、第 5 章「財務諸表の構成要素」、第 7 章「財務諸表における資産及び負債の測定」)時点のものを翻訳対象としております。	—
2025 年 6 月 23 日	実務 指針	「公会計委員会実 務指針第 7 号「独 立行政法人の財務 諸表に関する監査 上の取扱い及び監 査報告書の文例」 の改正について	日本公認会計士協会(公会計委員会)は、2025 年 6 月 19 日 に開催された常務理事会の承認を受け、同日付で「公会計委員 会実務指針第 7 号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取 扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたの でお知らせします。 今回の改正は、2024 年 9 月 26 日付けの「監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正に対応 するため、同日付で「監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監 査報告書の文例」」が改正されたことを受けて、検討を行ったも のです。 本改正は、2025 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査 から適用されます。 なお、本実務指針の改正に当たっては、2025 年 4 月 21 日か ら 5 月 22 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、 特段意見は寄せられませんでした。	2025 年 4 月 1 日以後開始する 事業年度
2025 年 6 月 30 日	お知 らせ	監査契約書(非営 利法人関係)様式 の更新について	非営利法人委員会実務指針第 45 号「公益法人会計基準を適用 する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関 する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」【令和 6 年基準】 (2025 年 5 月 22 日付け公表)及び非営利法人委員会実務指針	

			第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」【平成20年基準】(2025年5月22日付け改正)並びに法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」(2025年3月18日付け改正)を踏まえて、以下の監査契約書の様式を更新しましたので、お知らせいたします。 1. 公益社団法人・公益財団法人 2. 一般社団法人・一般財団法人 3. 社会福祉法人 4. 医療法人 5. 消費生活協同組合 6. 農業協同組合 7. 漁業協同組合 なお、従前の監査法人用の様式では指定社員制度の利用の有無に応じてそれぞれ様式を分けていましたが、今回の様式では「指定社員制度の利用あり」に統一し、「指定社員制度の利用なし」の場合の取扱いは注書きで補足いたしましたので、ご留意ください。	
--	--	--	--	--

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 6月13日	翻訳 完了	米 国 CAQ (Center for Audit Quality) 「生成AIの時代 の監査」の翻訳公 表について	米国の Center for Audit Quality (CAQ) から 2024 年4月に「生成AIの時代の監査」(原題: Auditing in the Age of Generative AI) が公表されました。 本資料は、2022 年 11 月に大規模言語モデルを搭載した生成AIが一般公開され、個人や企業による利用が増加していることを踏まえ、財務報告に関連するプロセスに生成AIが利用される場合のリスク及び監査人の考慮事項について検討しています。 日本公認会計士協会（テクノロジー委員会）は、本資料が企業の監査に携わる者にとって有用であると考え、会員向けに翻訳を公表したものです。 原文は、CAQ ウェブサイトをご参照ください。 なお、本文書は原文の内容をご理解いただくために日本公認会計士協会が作成した仮訳である点にご留意ください。	—

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 6月23日	意見	「令和8年度税制改正意見書」の公表について	日本公認会計士協会は、2025年6月19日に開催されました常務理事会の承認を受けて「令和8年度税制改正意見書」（以下「意見書」という。）を公表いたしましたのでお知らせいたします。 本意見書は、2024年7月12日付けの諮問事項「令和8年度に係る税制改正に対し意見・要望すべき事項について検討して取りまとめ、提言されたい」に対するもので、第一部「税制の在り方に関する提言」と第二部「令和8年度税制改正に関する個別意見」の二部構成となっております。 第一部「税制の在り方に関する提言」では、中期的な社会情勢に対し、主として我が国企業の競争力の強化、働き方の多様化に即した納税環境の整備、経済格差や資産格差の是正、財源の裏付けを伴った税制の更新の観点から、税制の在り方や方向性を示しています。特に国民負担の減少を伴う税制の見直しを行うに当たっては、財源的裏付けが意識されるべきであることから、「財源の裏付けのある税制の更新について」を新たな意見として掲げています。 第二部「令和8年度税制改正に関する個別意見」では、主として我が国経済の構造的問題に関する意見である8項目の「政策意見」と、主として税制の個別規定に関する意見である98項目の「個別税制に関する意見」に分けて意見表明しています。今年度は特に「自社制作ソフトウェアに係る損金算入範囲の適正化を図ること」、「研究開発税制における、人件費に係る専ら要件を削除すること」、「アーンアウト条項付きの株式譲渡について、税負担を一般の株式譲渡益と等しくすること」、「取引相場のない株式等の評価について」、「外国子会社合算税制における租税負担割合及びその算定方法を改定すること」を重点意見として掲げています。 最後に、本意見書は、関係団体に対し、速やかに提出する予定であることを申し添えます。	—
2025年 6月25日	意見	企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する	2025年4月23日に企業会計基準委員会（ASBJ）から、企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等が公表され、意見が求められました。	

		る会計基準（案）」等に対する意見について	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2025 年 6 月 23 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	
2025 年 6 月 26 日	研究 報告	会計制度委員会研究報告第 18 号「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会は、2025 年 6 月 19 日に開催された常務理事会の承認を受けて、会計制度委員会研究報告第 18 号「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」を公表しましたので、お知らせいたします。 本研究報告は、昨今の激しい経済環境の変化に合わせて、様々な補助金及び助成金が国又は地方公共団体（これらに準ずるものを含む。）から交付される事例が数多く見られているものの、我が国には、現時点においては補助金等に関する会計基準は存在しておらず、補助金等に係る会計処理及び開示について、様々な実務が行われていることが想定されることを踏まえ、補助金等に関する会計処理及び開示（圧縮記帳に関する会計処理及び表示を含む。）について、国際的な会計基準における取扱いを参考にしつつ、実務上の課題等を整理し、主に収益認識の時期、総額表示・純額表示及び表示区分等について、現時点における考えを取りまとめたものです。 本研究報告の取りまとめに当たっては、2025 年 2 月 19 日から 2025 年 4 月 19 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたしますので、ご参照ください。	

Ⅱ. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

2025 年7月より、国税庁は相続性申告に対して人工知能（AI）を本格導入すると公表されています。主に調査対象の選定に用いられ、2023 年以降に発生した相続税の申告が対象となるようです。

法人税や所得税の分野では既に AI の導入は始まっており、主に申告漏れの可能性が高い納税主体の抽出に活用されているといわれています。2024 年 6 月までの 1 年間の所得税の追徴課税は過去最高の 1,398 億円に上ったのは、その成果であるといわれています。

今後、課税・徴税事務の効率化はますます進んでいきます。企業側でも、経理業務や決算プロセスのデジタル化は進んでいますが、引き続き今後も進化し続けていくデジタル化の流れに対応し続けていく必要があります。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町 1 番 1 号 揚場ビル 3 階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703